

5 福祉障企第 1 1 1 0 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長

鈴木 和 典

(公 印 省 略)

令和 5 年度障害者施設等物価高騰緊急対策事業の実施について

平素より、都の障害福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度、都では、物価高騰等に直面する障害者施設等の負担軽減を目的とした「障害者施設等物価高騰緊急対策事業」を実施しております。対象期間を令和 5 年 4 月から同年 9 月まで（上半期）としていたところ、この度、令和 5 年 1 0 月から令和 6 年 3 月まで（下半期）についても、引き続き実施することとなりました。申請を希望する場合は、下記のとおり必要書類を御提出ください。

また、上半期の申請についても、あわせて受け付けますので、前回の申請期間で未申請の法人及び申請していない施設・事業所がある法人におかれましては、是非申請の御検討をお願いします。

記

1 事業内容

別紙「令和 5 年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金のご案内」のとおり

2 提出書類

別紙「令和 5 年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金のご案内」のとおり

なお、提出様式は、以下の「東京都障害者サービス情報」のホームページに掲載しております。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=115>

3 提出書類等の提出期限

(1) 交付申請書（下半期）及び交付申請兼実績報告書（上半期）

令和 6 年 2 月 9 日（金曜日）まで

(2) 実績報告書（下半期）

令和 6 年 4 月 1 日（月曜日）まで

4 注意事項

(1) 上半期分については、本支援金を未申請の法人及び申請していない施設・事業所がある法人について、申請を受け付けるものになります。

- (2) 提出書類は、上記期限までにデータで事務局（下記問合せ先記載のメールアドレス）まで御提出ください。なお、事情によりデータでの送付が難しい場合には、上記期限必着で押印済みの提出書類をご郵送ください。
- (3) 事務局でのデータの確認が完了した後、審査完了の連絡をいたします。連絡があり次第、提出書類を印刷・押印の上、速やかに（連絡後、2営業日以内に）**事務局宛て郵送をお願いします。**
- (4) 郵送に当たっては、別紙の宛名を印刷し、封筒に貼り付けの上、事務局までご郵送ください。受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。
- (5) 申請書類等に不備があった場合は、事務局から修正依頼等を行いますので、ご対応をお願いします。

5 支援金支給予定時期

上半期分：**令和6年3月下旬**

下半期分：**令和6年5月下旬**

※書類の審査状況によって前後する可能性があります。御了承ください。

6 その他

- (1) 本事業の事務局は、株式会社バックスグループに委託して運営いたします。
- (2) 別添の「令和5年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金のご案内」「障害者施設等物価高騰緊急対策事業実施要綱」「令和5年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金交付要綱」も御確認ください。
- (2) その他、不明点は以下の問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

東京都障害者施設等物価高騰緊急対策事業事務局

TEL : 03-6630-6937

e-mail: fukushikyoku-tokyo@backs.co.jp

<開設時間：午前9時から午後6時まで（土日・祝日は除く）>

※事務局は、株式会社バックスグループに委託して運営いたします。

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東三三三一五二階

東京都障害者施設等
物価高騰緊急対策事業事務局
行